

菊陽町の保留地を売却します

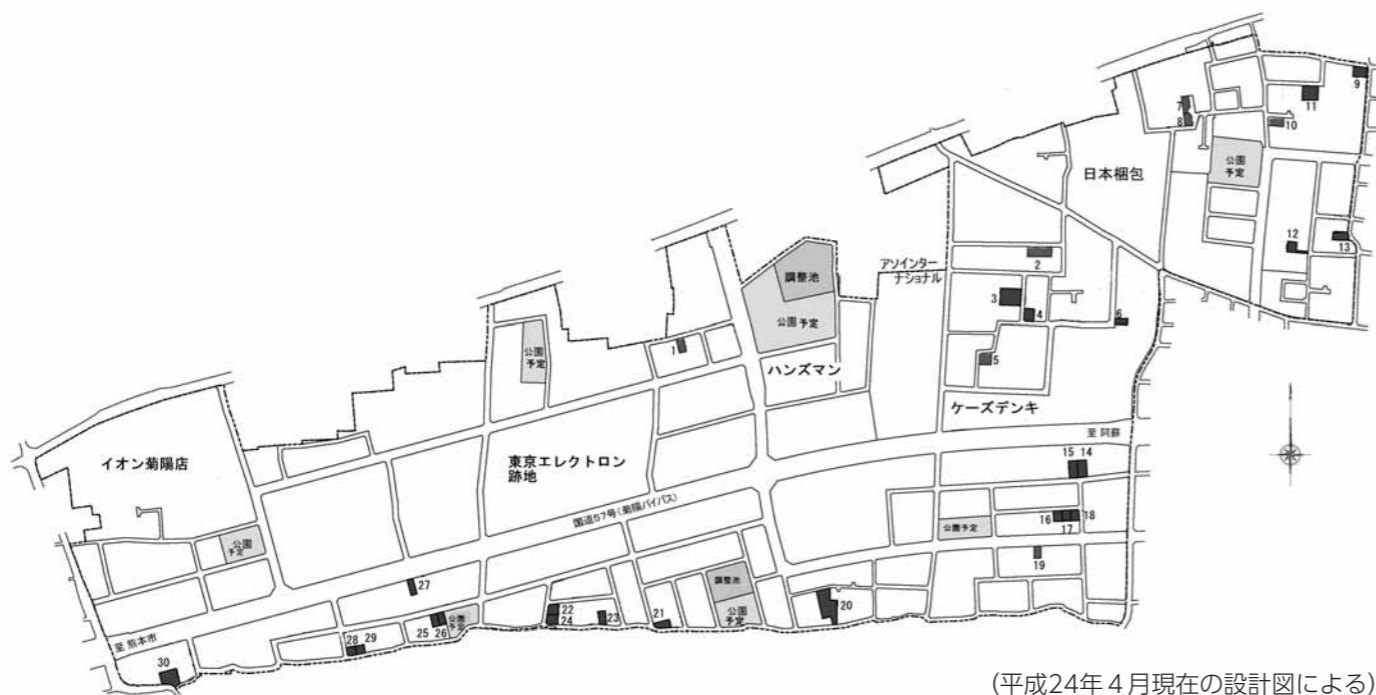
都市計画課 区画整理計画係 ☎(232)4927

熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業区域内の保留地を売却します。

- 売却方法 随意契約方式(先着順で売却します)
- 買受資格 次の要件に該当しない人(法人、個人は問いません)
 - ①成年被後見人または被保佐人
 - ②破産者で復権を得ない人
 - ③未成年

- 内容 用途地域・工業地域：全30区画
建ぺい率：60%、容積率：200%
- 申込期間 随時
午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日を除く。
- 申込場所 都市計画課(別館2階)

番号	面積(m ²)	最低売却価格	番号	面積(m ²)	最低売却価格	番号	面積(m ²)	最低売却価格
1	249	966万1,200円	11	505	1,934万1,500円	21	239	889万800円
2	293	1,160万2,800円	12	271	1,024万3,800円	22	248	984万5,600円
3	801	3,075万8,400円	13	294	1,090万7,400円	23	220	774万4,000円
4	285	1,276万8,000円	14	346	1,629万6,600円	24	248	947万3,600円
5	293	1,239万3,900円	15	346	1,629万6,600円	25	198	968万2,200円
6	157	681万3,800円	16	207	859万500円	26	197	963万3,300円
7	243	860万2,200円	17	207	859万500円	27	219	1,381万8,900円
8	248	915万1,200円	18	207	885万9,600円	28	173	692万円
9	309	1,257万6,300円	19	182	904万5,400円	29	174	692万5,200円
10	318	1,144万8,000円	20	1,045	3,709万7,500円	30	582	2,095万2,000円



各種手当の額が改定されました

福祉課 ☎(232)4913

児童扶養手当法などの改正により、平成24年4月分の手当から、各種手当での額が改定されました。

名称	支給対象	平成24年4月分からの支給額(月額)		
		全部支給の額		
児童扶養手当	母子家庭や父子家庭など	全部支給の額	41,430円	120円減
		一部支給の額	9,780円～41,420円	
特別児童扶養手当	障がいのある子どもを育てている親	1級	50,400円	150円減
		2級	33,570円	100円減
障害児福祉手当	重い障がいのある子ども		14,280円	50円減
特別障害者手当	重い障がいのある大人		26,260円	80円減

※平成24年度の手当額は、平成23年の全国消費者物価指数下落分(マイナス0.3%)を反映し、改定されました。

耐震診断(精密診断)・改修費用の一部を補助します

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

町では、建築物の耐震化を促進するために、昭和56年5月31日以前に適法に建築に着手された戸建て木造住宅と緊急輸送道路^(※)沿道の建築物に対して、耐震診断および耐震改修(戸建て木造住宅のみ)に要した費用の一部を補助しています。

対象建築物		補助率	補助額(上限)
耐震診断	戸建て木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工 ・在来軸組構法で建築 ・地上階数2以下で、現に居住	補助対象経費の3分の2以内	8万6千円
	緊急輸送道路沿道建築物 ・昭和56年5月31日以前に着工 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3号に該当する建築物(緊急輸送道路沿道の建築物でおおむね6mの高さを超えるもの)		20万円
耐震改修	戸建て木造住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工 ・在来軸組構法で建築 ・地上階数2以下で、現に居住 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満(倒壊する可能性がある、または倒壊する可能性が高い)と評価されたもの	補助対象経費の2分の1以内	60万円

- 募集期間 5月14日(月)～8月31日(金)(予算枠の範囲内とします)
- ※緊急輸送道路とは、地震発生時に緊急車両などの通行や避難場所などへの物資の供給を確保するために、県や町が指定した路線のこと。